議会だより

第1回定例会

昭和56年度予算決まる

―水道料・手数料改定―

昭和五六年度第一回定例村議会は三月十日から同二十日までの十一日間で開かれました。

付議された議件は二十二件で、二件が継続審査となり、二十件が原案のとおり可決されました。

二十二件の内訳は、専決処分の承認を求めるもの一件（条例の一部改正）、一部事務組合の規約変更二件、条例の一部改正十一件、村道認定一件二路線、村の基本構想策定一件、昭和五五年度補正予算三件、昭和五六年度予算三件となっております。

（以下議件毎の概要）

○**報告第一号　専決処分の承認を求める件（条例改正）**

本件は、総合開発計画審議会条例の中で計画等の事務の所属が従来企画室であったものを「開発課」に、課の名称を変更したもの。

○**議案第七号　一部事務組合の規約変更**

本件は、町村職員退職手当組合に、新たに佐渡特別養護老人ホーム組合が加入するもの。

○**議案第八号　一部事務組合の規約変更**

前記と同じもの。

○**議案第九号　消防団員の報酬の決定（条例改正）**

消防団員の報酬を次のとおり改正するもの。（四月一日適用）

（年額）　新　旧

団長　四七三百円（四五千円）

副団長　教育主幹・訓練・技術・予防の三部長（副団長格）　三四一百円（三二五百円）

分団長・ラッパ長　二五七百円（二四五百円）

副分団長一九四百円（一八五百円）

部長・ラッパ手　一五二百円（一四五百円）

班長　一〇五百円（一〇千円）

団員　七九百円（七五百円）

○**議案第一〇号　非常勤の特別職の報酬決定（条例改正）**

農業委員会外補助執行機関及び諮問委員会の委員の報酬を次のとおり改正するもの。（四月一日適用）

新　旧

※　農業委員会…（月額）

会長　二八千円（二六五百円）

副会長　二二千円（二〇五百円）

委員　一九千円（一七三百円）

※　教育委員会…（月額）

委員長　一六三百円（一五五百円）

委員　一四七百円（一四千円）

※　監査委員…（月額）

知識選出一六八百円（一六千円）

議会選出一四七百円（一四千円）

※　選挙管理委員会…（年額）

委員長　二七三百円（二六千円）

委員及び同補充員　二三一百円（二二千円）

※　国保運営協議会…（年額）

会長　一四一百円（一三四百円）

委員　一二六百円（一二千円）

その他各種委員についても、これらに見合った引上げ（約五％）がなされております。

○**議案第十一号　特殊児童生徒就学援助条例の一部改正**

本件は、盲学校、ろうあ学校、養護学校、やひこ学園に就学する児童生徒に対して就学援助金を支給する月額二千円を、新たに二千五百円に改ためるもの。

○**議案第十二号　職員の勤務時間に関する条例の一部改正**

本件は、いわゆる週休二日制（四週五休制）で、一職員が四週間の内の一つの土曜日を休みとするもので、国・県並びに周辺町村の実態調査等必要の主旨から、総務文教委員会へ付託のうえ、次の定例会まで継続審査となりました。

○**議案第十三号　職員の休日休暇に関す条例の一部改正**

本件は、職員の休暇について、本人の結婚休暇を三日以内から七日以内に、又生計を同じくする親族の疾病等で看護者のない場合に許可する休暇について弾力性をもたしたもの。

○**議案第十四号　職員の給与に関する条例の一部改正**

本件は、第十二号により時間外手当の時間当り単価の算出について、基準となる年間基準労働時間が少なくなり、従って時間外の単価が高くなる（約二％）訳ですが第十二号と切り離せない関係から同様の取り扱いとなりました。

○**議案第十五号　手数料条例の一部改正**

本件は、諸証明、許可交付等の手数料と従来一〇〇円であったものを二〇〇円にするもの。

但し、優良宅地、優良住宅の認定申請手数料は除きます。

○**議案第十六号　督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正**

本件は、従来、税と税以外のものと取扱いが変わっていたものをこの度の改正で、同じにするものと合わせて、通信費等の値上りもあり一〇〇円にするもの。

○**議案第十七号　簡易水道条例の一部改正**

本件は、水道使用料の改定ですが内容は既でに配布済であり、省略します。尚、本件は特別委員会において修正動議が提出されて否決され、原案についても否決されましたが、本会議において賛成多数（八名）により可決、成立したものです。

○**議案第十八号　国保事業運営基金の設置等に関する条例改正**

本件は、県国保連合会に予託するもので七万円を増額し、七三万五千円とするもの。

○**議案第十九号　土地開発基金条例の一部改正**

本件は、現金有高に合せたもので、二三七〇万円に改正したもの。

○**議案第二〇号　村道認定**

次の二路線を村道認定したもの

第一〇七号線、大字木滑の下の神社前の通路

第一〇八号線、大字月潟旧役場西手駐車場の上手道路

○**議案第二一号　第二次基本構想の策定**

本件は、月潟村の長期計画について、基本構想を構想に添った基本計画を策定したもの。

（内容は省略します）

○**議案第二二号　昭和五五年度一般会計補正予算（第六号）**

本件は、七一八万九千円を増額し、総額を十億一九五八万四千円とするものです。

歳入の主なものは、村税二四九万五千円、地方譲与税一五〇万円、地方交付税二二五万三千円、国県支出金二二八万三千円、財産収入一九五万五千円、村債三九〇万円減その他となっています。

歳出の主なものは、運動広場排水路工事一七〇万円、木滑集落施設連絡橋工事九〇万二千円、村道台帳整備委託料一〇九万円、公債費三九九万九千円、基金積立金（土地開発一一一万八千円、財政調整基金七八万円）一八九万八千円その他各部門の予算総額が相当件数となっております。

○**議案第二三号　昭和五五年度国保会計補正予算（第四号）**

本件は、七一六万三千円を増額し、総額を一億九〇六二万六千円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金七

一六万三千円その他若干の増減があります。

歳出の主なものは、保険給付費の内高額療養費が七〇九万円であり、その他予算整理となっています。

○**議案第二四号　昭和五五年度簡易水道補正予算（第四号）**

本件は歳入歳出の増減がなく予算額三一万円の組替であり、内容は省略致します。

○**議案第二五号　昭和五五年度一般会計予算**

予算総額九億四四一〇万一千円対前年比七・三七％の増。

内容別紙のとおり

○**議案第二六号　昭和五六年度国保会計予算**

予算総額一億八三三八万九千円対前年比四・五九％の増、内保険給付費一億六五五四万円五・九七％増の見込。

○**議案第二七号　昭和五六年度簡易水道会計予算**

予算総額一億六四二五万八千円対前年比約六倍の大型予算、内浄水場拡張関連費一億二五四九万円、本件は、水道料金改定案件の関連から、本会議で採決により賛成多数（八名）で可決しました。

以上の外、三常任委員会、原発特別委員会の閉会中継続審査が議決されております。

結核対策推進全国表彰を受賞

昭和五十六年（第二十五回）結核対策推進優良市町村と第十七回結核対策推進特別優良市町村の合わせて五十八市町村（本県では三町村）が東京都千代田区の第一生命ビル六階大会議室に於いて、財団法人結核予防会総裁より、日頃結核予防事業に貢献しているということで表彰され、本村も表彰状を頂いてきました。（写真）

これは、偏に村民各位の協力の賜であり、本村としては誠に名誉ある表彰でありました。

これを機会に益々総合検診を充実し村民一人ひとりが健康に努め結核撲滅事業に一層協力されることをお願いいたします。

星野消防団長に日本消防協会表彰

月潟村消防団長星野与一郎氏は消防団員として最高の栄誉である日本消防協会功績章を授与されました。（写真）本当におめでとうございます。

「火の用心」園児に風せん

防火週間も半ばの四月三日、保育園の入園式に白根地区消防本部と月潟村消防団で「火の用心」を呼びかけるため園児全員に「火の用心」のゴム風せんがくばられました。消防署、消防団の方々からの「火あそびはしないでネ」の言葉に元気に「ハイ」といって風せんを受けとる我が子に付添いのお母さんも思わず笑顔。（写真）

これからも火の用心をお願いします。

―標準小作料改訂―十アール当り田四万五百円に！

標準小作料は、三年ごとに改訂されるものですが、今年が改訂の年です。農地の賃貸借については、農地の流動化と有効利用のための施策として、昨年農用地利用増進法及び農地法の一部改正が成立し今後積極的に推進されることとなります。また昨年十月一日には昭和四十五年の農地法の改正の際に経営措置として十年間継続されてきた小作料の最高額統制（統制小作料）も廃止され、農地政策は新しい段階をむかえ、小作料をめぐっても重要な時期となりました。

このような事情の中で去る二月二十七日月潟村小作料協議会（委員の構成・貸し手を代表する者五人、借り手を代表する者五人、学識経験者五人、計十五人）を開催し、新しい標準小作料についてご意見を聴き、三月三十日の農業委員会で協議会のご意見を尊重し10アール当り（田）四〇、五〇〇円（旧三九、三〇〇円）と決定し告示いたしました。この新しい標準小作料が、今後の契約小作料の目安として、貸し手、借り手で十分話し合いを行って決定されることとなります。また農地法の一部改正によって、小作料は物納等で行ってもよいこととなりますが、小作料は定額金納制を原則としておりますので、物納を行なう場合は、農業委員会の承認を受ける必要があります。

※畑（果樹も含む）については標準小作料の設定をしていないので、両者で協議の上決定されますよう申し添えます。

交通指導員を一名増員

村では、交通事故撲滅をさらに強化するため、四月一日より交通指導員を一名増員し、四名の交通指導員で交通安全活動を行うことになりました。任命されたのは、五十嵐　兼道　氏（月潟）で、今後、皆さんの先頭に立って交通安全に尽力いただくわけですのでどうぞよろしくお願いいたします。

危険物取扱者の保安講習が実施されます

県では危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者及び現に危険物の取扱作業に従事していないが、受講を希望する危険物取扱者を対象に次により講習会が開催されますのでお知らせします。

記

講習会場	期日
三条市消防本部	5月22日
長岡自治会館	5月25日
新潟市消防局	6月4日 5日

受講時間

受付開始　午前9時

講習開始　午前10時

講習終了　午後4時

受講申請受付期間

昭和56年4月20日（月）から、講習日の10日前まで

（申請書は県庁消防防災課、各消防署にあります。）

受講申込先

新潟市学校町通一番町

新潟県総務部消防防災課危険物係あて

講習手数料（県収入証紙で納入）……